

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- 1)当社は、経営理念及び経営基本方針に基づく経営意思決定及び業務執行を実践することが、株主や顧客、取引先、社員等ステークホルダーからの当社に対する信頼の醸成につながり、ひいては企業価値の増大をもたらすものと認識しております。
- 2)コーポレート・ガバナンスは、経営理念等の実践を確実なものとするための企業統治の仕組み(経営陣を規律するもの)と捉えており、効率的で適法なマネジメントシステムを確立し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営の重要課題と位置付けております。
- 3)当社は、監査等委員会制度を採用しております。事業に精通した取締役を中心として取締役会を構成することにより経営効率の維持・向上を図るとともに、監査等委員である取締役による監査・監督機能の充実を通じ、経営の健全性の維持・強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として「コーポレートガバナンス・コード」の基本5原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
二木 浩三	898,200	20.17
アールシーコア社員持株会	482,800	10.84
矢島 繁雄	262,900	5.90
谷 秋子	262,400	5.89
株式会社三井住友銀行	120,000	2.69
石井 陽子	115,000	2.58
第一生命保険株式会社	110,000	2.47
あおむし持株会	108,400	2.43
日本生命保険相互会社	100,000	2.25
安田 秀子	96,800	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山里 晃久	他の会社の出身者											
加藤 公司	弁護士											
小泉 大輔	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山里 晃久	○	○	——	総合商社の取引先又は子会社において経営者や監査役を務めており、その経験や知見を有しているため。
加藤 公司	○	○	——	弁護士として法務に係る経験を有し、独立した立場から監査を行う能力、見識を有しているため。
小泉 大輔	○	○	——	公認会計士として会計に係る経験を有し、独立した立場から監査を行う能力、見識を有しているため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人として、監査等委員会事務局に専従スタッフ1名を配置しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、任命・異動・懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員である取締役は、監査計画に従い取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役社長や会計監査人と定期的に会合をもち、さらに内部監査室と監査実施の都度その結果を相互に連絡するなど、緊密に連携して有効性と効率性を高めながら、取締役の職務遂行に関する監査を実施しております。また、監査等委員である常勤取締役は、内部統制システムの整備・運用を取り扱う内部統制委員会に出席し、実情の把握に努めるとともに、メンバーとの意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

・平成24年6月28日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、第3回新株予約権1,720個(1個につき普通株式100株)を当社取締役5名(社外取締役を除く。)及び従業員に対して無償で発行しております。なお、取締役(社外取締役を除く。)に対する割当は、1,565個であります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する第3回新株予約権の割当個数は以下の通りであり、一部行使済みであります。

取締役社長 二木 浩三 565個
 常務取締役 谷 秋子 345個
 常務取締役 浦崎 真人 155個
 取締役 山田 浩 155個
 元取締役 矢島 繁雄 345個

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明 **更新**

第31期に係る当社の取締役、監査等委員及び監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。

取締役 144,681千円

取締役(監査等委員) 17,666千円

監査役 3,433千円

なお、当社は平成27年6月11日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。従って、取締役(監査等委員)と監査役を区別しております。また、取締役に対する報酬には、役員賞与26,650千円、及び役員退職慰労引当金9,803千円(監査等委員でない取締役5名に対して8,883千円、監査等委員である取締役1名に対して920千円)がそれぞれ含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の月例報酬は、社内規程の定めに基づき、役位毎の基準月俸に、各取締役の前期の個別業績及び会社業績への貢献度を総合的に勘案して決定する業績連動報酬(基準月俸の25%が上限、直前3期の連結業績平均値との比較調整込み、月額固定)を加算のうえ、支給することとしております。但し、社外取締役及び非常勤取締役には、業績連動報酬を支給しないこととしております。役員賞与の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下の通りであります。なお、監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役には、役員賞与を支給しないこととしております。

a. 当該事業年度において最初に公表する業績予想における親会社株主に帰属する当期純利益(以下、連結当期純利益という。)の達成度に応じ、役員賞与財源を決定する。なお、役員賞与は、中間期と下半期に分けてそれぞれ算定するものとし、その財源の配分は、当該連結当期純利益予想値の「中間期:下半期」比率(平成29年3月期=55:45)による。

b. 役員賞与財源は、基準年俸総額(社外取締役を除く取締役の役位毎に予め定める一定額の合計)の25%(平成29年3月期=24,600千円)を上限とし、以下の通り達成率(1%未満切捨て)に応じて求める。

・達成率120%以上 = 基準年俸総額の25% × 中間期(又は下半期)配分率

・達成率119%~71% = 同上 24.5%~0.5%※ × 中間期(又は下半期)配分率

・達成率70%以下 = 同上 0%

※達成率比例、0.5%刻み

c. 中間期評価と下半期評価において上記b.により求めた金額の合計について、以下の要領にて調整した金額を要支給総額(1万円未満切捨て)とし、一括して当該事業年度に係る定時株主総会終了後に速やかに支給する。

通期における連結売上高及び連結当期純利益の直前3期実績平均(以下過年度実績という。)との比較に基づき、次の通り支給額を調整する(1万円未満切捨て)。

・連結売上高及び連結当期純利益ともに過年度実績を上回った場合 … 調整しない

・連結売上高及び連結当期純利益のいずれかが過年度実績を下回った場合 … 30%減額

・連結売上高及び連結当期純利益ともに過年度実績を下回った場合 … 50%減額

d. 上記c.により決定された役員賞与は、その他の役員報酬等の総額と合算しても株主総会決議に基づく取締役報酬限度額を超えない範囲にとどめるものとし、超過額(1万円未満切上げ)は切り捨てる。

e. 各取締役への配分は、以下に示す役位別ポイントに基づく按分方式にて、支給額を決定する。具体的には、所定のポイントに在職員数を乗じた総ポイント数にて1ポイント当たりの単価を算出(1万円未満切捨て)し、各取締役のポイント数に応じそれぞれの支給額を決定する。

・役位別ポイント:社長=15、副社長及び専務取締役=11、常務取締役=8、取締役=6

f. 次のいずれかに該当する事態が生じたときは、役員賞与は不支給とする。なお、中間期分として算定された役員賞与についても、支給前において同様の事態が生じたときは、不支給とする。

・連結又は個別当期純利益が赤字となったとき

・配当金が公表済予想又は前期実績に対して20%以上減少したとき若しくは無配のとき

・事故その他不測の事態が発生し、次期以降の業績が著しく悪化する見通しとなったとき

・役員又は社員等による重大な不祥事が発生し、当社の信用が著しく害されたとき

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会事務局に専従スタッフ1名を配属し、内部監査室と連携しながら、監査等委員である取締役の業務をサポートする体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役は7名であり、うち監査等委員である取締役が3名を占め、男性6名・女性1名の構成であります。取締役会では、法令又は定款に定める事項を始めとする当社の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会に次ぐ意思決定機関として経営会議を設置しており、取締役等が出席して、業務執行上の重要事項を審議・決定することにより、経営判断の適正化と迅速化に寄与しております。これらの他、戦略会議、組活(組織活性化)委員会、少々(ライフスタイル)研究会等の全社会議を設け、適正かつ効率的な業務執行を担保する体制を整えております。これらの会議はいずれも毎月1回程度開催しております。

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されており、うち1名は常勤であります。監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づく業務・財産の状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

取締役候補者の指名は、社内取締役から構成される組活(組織活性化)委員会の事前承認を経て、監査等委員会の意見を求めたうえで、取締役会において取締役候補者を選定しております。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の事前同意を得ることとしております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された上限額の範囲内で、取締役会が定める社内規程に基づいて要支給額を決定し、監査等委員会の意見を求めたうえで支給しております。ただし、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された上限額の範囲内で、監査等委員の協議により決定し、支給しております。

会計監査は、三優監査法人を起用しており、継続監査年数は11年であります。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行取締役と当社との間には、特別な利害関係はありません。第31期において業務を執行した公認会計士は、杉田 純、川村 啓文の両氏であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名とその他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の監査等委員である取締役3名は社外取締役であり、いずれも一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であることから、社外者によるチェックという観点からは、監査等委員である社外取締役による監査・監督を実施し、また、これを実効あらしめることにより、経営監視において十分に機能する体制が整うと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第31回定時株主総会は集中日開催を回避するため、平成28年6月16日に開催いたしました。また、開催時刻を夕刻5時30分とし、出席株主数の増加に努めました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び期末の年2回、決算及び事業に係るアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社説明会資料等について、当社ホームページに掲載 (http://www.rccore.co.jp) しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略的な情報発信の強化をめざし、経営企画室にてIR機能を担っております。	
その他	個人株主を主たる対象として、当社の事業をより理解いただけるよう年2回「アールシーコア通信」を発行しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSRへの取組みの一環として、平成10年に非営利事業「ビッグフットフォレストクラブ(平成20年にBESSフォレストクラブと改称)」を設立し、社員や成約客等による森林保全ボランティア活動を行うほか、国内外の自然保護プロジェクトを支援しております。なお平成28年2月期における寄付金の額は、フォレストクラブ全体で約17百万円であります。
その他	当社の女性比率は全体の約3割であり、取締役にも1名選任しているなど、女性の公平な登用に努力しております。また女性社員等に対して、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備への取組みを進めています。これまでに、妊娠中・育児休業中の従業員による社内のネットワーク形成支援、出産・育児や介護等をサポートするための配置転換や時短措置等を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 当社は、違法又は不適切な企業活動を予防し、早期発見につなげるとともに、財務報告の適正性を確保するため、経営者による企業内統治である内部統制システムの充実とリスク管理体制の強化を図ることを経営の重要課題と認識しております。取締役会において決議された内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務執行においては、内部牽制機能を確立するため、組織規程において業務担当取締役を含む部門責任者の権限や責任を明らかにしたうえで、業務規程により適切な業務手続を定めており、さらにその実施状況を内部監査等によりチェックする仕組みとしております。
- 2) 法令、定款等の遵守を徹底するため、社内規程を定めるとともに、その報告体制として構築した内部通報制度を活用しております。加えて、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令等の遵守状況を監視するとともに、体制や施策について審議を行っております。
- 3) 内部監査室の監査その他により、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及び損失の程度等について、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会及び担当部署に直ちに通報される体制を構築するとともに、同委員会において社内規程の整備及び運用状況の確認、損失の危険の管理に資する予防措置及び事後処理要領の審議等を行っております。
- 4) グループ会社については、毎月1回程度開催する経営会議において子会社におけるリスク情報の有無を定期的に監査し、子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合には、直ちに発見された危険の内容、損失の程度及び当社に対する影響等について、当社リスク管理委員会等への報告がなされる体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1) 反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として拒絶することをコンプライアンスマニュアルに定め、新入社員研修や顧問弁護士による講習会等を実施し周知徹底を図っております。
- 2) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制の整備は、総務担当取締役の管掌において、総務部が主管し、前項の取組みを組織的に支援するほか、関係遮断プログラムの整備、外部専門機関との連携等を行うものとしております。
- 3) 具体的な取り組みとして、取引先が反社会的勢力に該当するかどうかを予めチェックするとともに、取引契約を改訂して暴力団排除条項を挿入するなどの施策を実施しております。地区販社等に対しても同様に関係遮断のための施策を指導し、周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

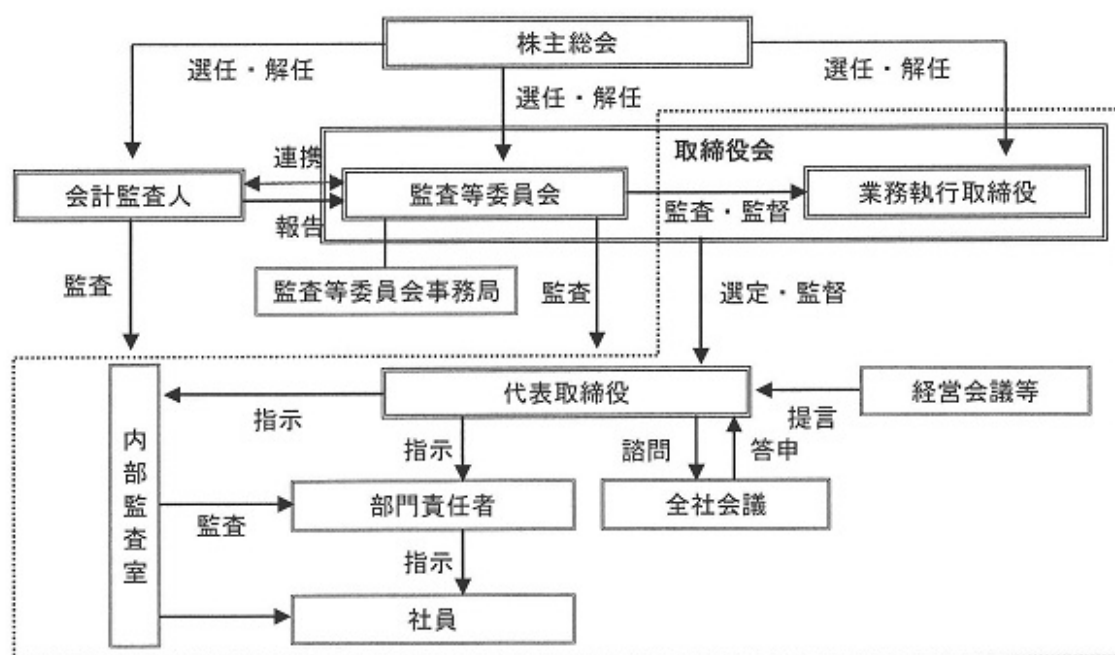
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 1.適時開示に対する基本方針
- 当社グループは、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを経営上の重要課題と認識し、金融商品取引法及び証券取引所の諸規則等を遵守し、適時適切な情報開示に努めております。また、特定の機関又は個人に対して、未公表の情報を選択的に開示することを避け、広く公平な情報開示に努めております。
- 2.会社情報の適時開示に係わる社内体制について
- 各部門責任者は、情報管理者として担当部門内の内部情報等の管理を行い、重要事実又は重要事実に該当すると思われる内部情報等が発生したときは、直ちにこれを確認し、情報管理責任者(総務部責任者)に報告いたします。
- 情報管理責任者は、情報受領後直ちに情報の重要性及び適時開示の必要性を総括情報管理責任者(社長及び情報開示担当役員)と協議し、適時開示の必要ありと判断した場合、情報開示担当部門(経営企画室)に対し開示資料の作成の指示を行い、同部門は総括情報管理責任者による確認を受けます。
- 情報開示担当部門は、当該事実が意思決定機関で決議(発生事実の場合は報告)された後、速やかに東京証券取引所が運営する「適時開示情報閲覧サービス(TDnet)」への適時開示、記者クラブへ資料の投函及び自社ホームページへの掲載を行い、広く株主や投資家等への情報開示を行うこととしております。

当社のコーポレートガバナンス体制（模式図）



当社の適時開示体制の概要（模式図）

